

第1回花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定委員会

- 1 開催日時 令和8年8月21日（金） 午前10時～午前11時
- 2 開催場所 石鳥谷総合支所 3階 大会議室
- 3 出席者 委員出席者 5名 佐藤勝委員、瀬川幾子委員、小原聡直委員、
菅原美央委員、古山桂子委員
事務局 2名 学務管理課学校給食管理室 伊藤次長、出茂主査
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題
 - (1) 委員長代理委員の指名について
 - (2) 花巻市学校給食センター調理等業務委託プロポーザル実施要領及び業務委託仕様書について
 - (3) 公募型又は指名型のプロポーザル選定方法について
 - (4) 企画提案書等の審査及び選定方法について

6 議事録

■事務局 伊藤次長

定刻になりましたので、ただいまより第1回花巻市大迫学校給食センター調理等業務委託プロポーザル選定委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが、はじめに事務局より、事務的な部分の説明及び委員長の選任について進めさせていただいた後に、議事に入る形で進めさせていただきたいと考えております。

初めに本委員会への委員の委嘱状ですが、各委員のお席に準備させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

委員会を進めるにあたり、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。こちらからお名前をお呼びしますので、よろしくお願いいたします。

(委員自己紹介)

■事務局 伊藤次長

本日の委員会は、5名の委員の皆様にご出席いただいておりますこと、委員定数5名全員のご出席ということで、過半数を超えておりますことから、本委員会設置要領第6条第2項に基づき、委員会が成立することをご報告いたします。

次に、本委員会の委員長選任ですが、本委員会設置要領第5条第1項に「委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。」と規定しておりますので、委員長は教育長の佐藤委員にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、佐藤委員長よろしくお願いいたします。

■佐藤委員長

まず、この委員会の趣旨も含めてご挨拶申し上げたいと思います。

花巻市においては、将来にわたって安全安心な給食提供等を実現することを目的として、民間事業者の方々が有する経験や、あるいはノウハウを生かしながら、優れた調理業務、衛生管理能力を確保して、業務の効率化を図るため一部の学校給食センターが行う調理業務を民間事業者の方々にご協力いただいて、委託している状況にあります。

このうち大迫学校給食センターについては、令和8年度末をもって契約満了となります。そこで、この委員会では、令和9年度から令和13年度までの5年間を期間とした調理等業務の委託を行うために、契約候補者を選定するという狙いのもとで開催させていただきました。

こういった趣旨でございますので、よろしくご理解の上、委員の皆様には選定についてご協力をよろしくお願いいたします。

■事務局 伊藤次長

これ以降の進行については、佐藤委員長にお願いいたします。

■佐藤委員長

それでは議事に入る前に、本委員会の公開について確認いたします。

花巻市審議会等の会議の公開に関する指針では、審議会等の会議は、原則として公開することとしておりますが、一方、花巻市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議または調査を行う場合や、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合、非公開とすることができるとしております。

本日の会議について、公開とするか非公開とするか決定したいと思いますが、まず事務局から本日の議事項目の内容について説明をお願いいたします。

■事務局 伊藤次長

本日は、花巻市プロポーザル方式運用ガイドラインに定める本委員会の所掌事務である「実施要領の内容確認」「公募型又は指名型の選定方法の決定」「企画提案書等の審査及び候補者の選定に関する事」を行い、具体的には審査において、評価基準と提案内容をどのように評価するかについて、協議したいと考えております。

■佐藤委員長

それでは、本日の委員会について、公開・非公開どちらにいたしますか。委員の皆さんにお諮りします。ご意見をお願いいたします。

■小原委員

今回は、審査の評価基準を具体的に話し合うということであれば、公開すると意見交換などはなかなか難しいところがあるかと思います。そのような場合は非公開にすることはできるのでしょうか。

■佐藤委員長

非公開にすることはできるのかということですが事務局いかがでしょうか。

■事務局 伊藤次長

花巻市審議会等の会議の公開に関する指針では、審議会等の会議は、原則として公開することとしておりますが、花巻市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審査、審議または調査を行う場合は、当該会議を公開しないことができるかとされております。

花巻市情報公開条例第7条では、非開示情報とすることができるものを規定しており、今回の委員会の内容は、同条第5号の「市の機関、国の機関、独立行政法人等、市以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものかと考えられます。

■佐藤委員長

ただ今事務局より説明がありましたけれども、どのように対応していくか、改めて確認いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■小原委員

審査基準について、具体的に議論するのであれば、今回については、率直な意見交換に支障があると思われるので、非公開としてはいかがでしょうか。

■佐藤委員長

小原委員は非公開というご意見でしたが、ほかの委員さんいかがですか。

それでは、皆様のご賛同を得て、今回の委員会は非公開とします。

(以降の会議については非公開)

議事(5)その他において、次回会議を公開または非公開とすることについて委員に確認。
花巻市情報公開条例第7条第5号により非公開とする。